

令和4年度
津山市農業委員会
(10月定例会議事録)

令和4年10月11日(火) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 |
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 19. 山下 英男 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|-----------|
| 12. 大峪 毅 | 18. 太田 裕恭 |
|----------|-----------|

事務局(8名)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 大田 次長 | 濃野 主幹 | 阿部 主査 | 定兼 主査 |
| 小田 主任 | 亀澤 主任 | 大内 主事 | | |

議 事

- 議案第 50号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 51号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 52号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 53号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 54号 非農地証明願承認について
- 議案第 55号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 56号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 57号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

吉田局長

定刻が参りましたので、令和4年10月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長

皆様ご苦労様です。津山ではありませんでしたが、農作業中の事故が発生しており、皆様におかれましても十分ご注意いただければと思います。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を山下委員よりしく願います。

山下委員

太田運営委員長がご欠席のため、代わりに報告させていただきます。

先ほど開催されました第7回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく願います。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。

14番高山委員、15番大山委員より願います。

それでは、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第50号の説明をいたします。

今回、津山地区から4件、加茂地区から4件、勝北地区から1件、久米地区から2件の合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、小原の74歳の女性から、同じく小原の60歳団体職員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、神奈川県横須賀市の50歳の女性および神奈川県横浜市の47歳女性から、河辺の81歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、大阪府大阪市の62歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、田熊の74歳の男性から、同じく田熊の88歳農業の女性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、加茂町青柳の77歳会員の女性から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして、2-2についてですが、倉敷市の70歳パートの女性から、岡山市の54歳公務員兼農業の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。令和5年3月に加茂町行重に住所を移すため通作距離も問題ないと考えられます。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、2-3についてですが、加茂町百々の59歳の男性から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして、2-4についてですが、加茂町公郷の67歳の男性から、同じく加茂町公郷の21歳の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすること

が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、北園町の65歳の女性から、新野山形の65歳会員の男性への贈与による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（久米） 勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、中北上の59歳の男性から、同じく中北上の57歳公務員員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、南方中の82歳の男性から、同じく南方中の72歳農業の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けています。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、久米地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議長 議長 議案第50号の説明は以上です。

森 会長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

大山 委員 15番大山です。1-1ですが、譲受人の方は団体職員を定年が間近ということで、これから農業をしっかりとされると聞いております。1-2ですが、現状では稲を植えたりする場所ではないのですが、反対する理由もないので仕方ないと思います。

井家上 委員 2番井家上です。1-3についてですが、営農型太陽光ということで、多少荒れているところもあるかと思いますが、事業開始時には農地をきちっと管理していただくということですので、よろしく願いいたします。1-4ですが、譲受人の方は高齢の方ですが、ご家族で農地の管理をし、綺麗にされておられるように見受けられますので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

山下 委員 19番山下です。2-1についてですが、若干雑草が生えておりましたが、草刈りを依頼しており、問題ないと思います。

寺元 委員 10番寺元です。2-2ですが、譲受人と面談を行いました。来年定年退職を機に移住されてこられると聞いております。問題ないと思います。続いて2-3ですが、特に問題ありません。

竹内 委員 17番竹内です。2-4ですが、親子間の贈与での所有権移転ということで問題ないと思います。

尾島 委員 6番尾島です。4-1ですが、先ほど事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしく願いいたします。

植本 委員 16番植本です。5-1についてですが、特に問題ありません。

筒塩 委員 9番筒塩です。5-2ですが、9月8日に面談をしました。非常に就農意欲の高い方で、計画をきちんと立てて農業をするということで、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

森 会長 ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

* ありません。

森 会長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事務局（加茂）

それでは次に議案第51号農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第51号の説明をいたします。

今回、加茂地区から2件、久米地区から2件の合計4件の申請です。議案書のページは6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

2-1番・加茂町公郷の宅地、187㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、農業用倉庫で、施設の概要は全高5m程度の倉庫1棟です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの男性です。転用事業者は、農機具の修理・販売を行っており、農機具の保管場所がないため、倉庫を建築してしまっていたもので、是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、宅地内排水路から一般水路へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は、農地区分から見ても問題ないものと考えます。

2-2番・加茂町公郷の宅地、120.84㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は庭及び既存宅地です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの男性です。転用事業者は、平成10年頃に自宅の増築時に、南側農地への土砂流出を防ぐため、塀を設置しましたが、農地にはみ出して設置してしまったことから、その是正を図るため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、宅地内排水路から一般水路へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・南方中の畑、118㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場で、施設の概要も露天駐車場です。転用事業者は、岡山市にお住まいの女性です。申請者は隣接する宅地の所有者ですが、当該宅地に駐車及び転回スペースが無いため、転用するものです。転用にあたり、申請地と隣接地との高低差が無くなるように土砂を撤去して碎石を敷くことで土砂の流出等周囲への悪影響を防止する計画となっています。千代町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして5-2番・宮尾の宅地、87㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は露天駐車場です。転用事業者は宮尾にお住まいの男性です。申請者は、隣接する宅地の所有者ですが、駐車スペースが狭く不便であり、また、農地法を理解していなかったこともあり、無断で転用してしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、申請地の雨水排水については既存の道路側溝に排水し、生活雑排水については下水道に接続し排水する計画となっています。森上ケ水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外

許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第51号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

竹 内 委 員 17番竹内です。2-1及び2-2についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

筒 塩 委 員 9番筒塩です。5-1ですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

植 本 委 員 16番植本です。5-2ですが、本日ご欠席の大峪委員から問題ない旨を伺っております。

長 森 会 長 只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事務局（津山） 続きまして議案第52号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第52号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転3件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転2件の合計7件の申請です。議案書のページは8ページから9ページです。

1-1番・野村の畑、392㎡、使用貸借権の設定についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、平屋建て（軽量鉄骨造）全高約5.0mの居宅1棟で、建ぺい率は22.6%です。転用事業者は、大阪市にお住まいの男性です。現在、大阪市内の借家で生活しておりますが、家財道具等が増え生活スペースが手狭になっており、津山に生活の拠点を移す計画があるため、義父の土地を借り受け、居宅を建てるために転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界部分には建築ブロックを設置し、雨水については敷地内に集水枿を設け既設の排水管に接続します。また、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近平用土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1-2番と1-3番は隣接地であり、転用理由等が同じであるため一括して説明させていただきます。1-2番・大谷の田、35㎡、及び1-3番・大谷の田29.65㎡の所有権移転についてです。転用事業者は、何れも大谷にお住まいの男性です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。いずれの転用事業者も宅地造成した際に設置した擁壁が傾いてきており、危険であるため隣接する土地を購入して擁壁を設置しなおし、庭として利用するために転用するものです。転用にあたり、北側境界付近について、擁壁及びブロック塀を設置し、雨水については自然浸透させます。また、生活雑排水については既存の宅地側で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-4番・東一宮の田、291㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地

で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.5mの居宅1棟で、建ぺい率は24.1%です。転用事業者は、東一宮にお住まいの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界の北側西側はコンクリート擁壁又はブロック塀が既にあるため、東側にコンクリート擁壁を設置します。また、雨水については既存排水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・西下の田、64㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は、西下にお住まいの男性です。現在、東側の隣接地に居宅を新築し生活しておりますが、その宅地の形状が悪く使いづらいことから、申請地を義理の父より譲り受け、庭を拡張するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側と西側にはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西下町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・中北上の田、429㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設設の概要は、木造2階建て全高7.6m程度の居宅1棟及び全高2.3m程度の車庫1棟です。転用事業者は、院庄にお住まいの男性です。譲受人は現在賃貸アパートにお住まいですが、二人目の子どもが生まれ手狭になったことから、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、申請地の西側及び南側の境界にはブロック擁壁を設置するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。明谷自治会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番福田下の雑種地、2,731㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場で、施設の概要は、露天駐車場、露天資材置場、事務所兼倉庫及び既存宅地です。転用事業者は、福田下に本店を置く資本金の額600万円の株式会社で、主な事業は、中古車輸出及び小売業です。転用事業者は、車両及び部品を取り扱うことから、運搬にあたって近隣住民の迷惑にならない土地を探していたところ、平成28年に当該農地が見つかったため、農地法を理解していないこともあり、無断で転用をしてしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたっては、雨水排水については碎石を敷き自然浸透により対処するなど、周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。八社町内会及び福田下町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第52号の説明は以上です。

長 森 会 長
小 島 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
7番小島です。1-1ですが、事務局が説明したとおり問題ないと思います。よろしく願いいたします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-2、1-3ですが、先ほど説明があったように隣り合った土地になり、図面を拝見しましたが、しっかりと設備で計画されておりましたの

仁 木 委 員	で、特に問題はないと思われま。よろしくお願いいたします。 5番仁木です。1-4ですが、東一宮の薬局の裏の辺りになり、周辺は宅地化が進んでいます。第三種農地であり、問題ありません。よろしくお願いいたします。
尾 島 委 員	6番尾島です。4-1ですが、義理の親子間での転用ということで、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
植 本 委 員	16番植本です。5-1について問題ありません。よろしくお願いいたします。
筒 塩 委 員	9番筒塩です。5-1について太田委員がご欠席のため、代わりに説明させていただきます。事務局の説明の通り、追認案件で仕方がないと思います。問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続いて議案第53号農地転用事業計画変更承認について事務局から説明をお願いします。
事務局（津山）	それでは、議案第53号の説明をいたします。 今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・院庄の宅地、347㎡の所有権移転について、転用事業者を夫婦間で継承変更する申請です。転用事業者は神戸にお住まいの女性です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、平屋建て全高約4.6mの居宅1棟で、建ぺい率は29.1%です。申請地において、譲渡人の義理の息子が転用事業者として、令和4年2月22日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、転用事業を進めておりましたが、家庭内の事情により、転用事業者を当初の転用事業者の妻に継承変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、西側に既存擁壁があり、南側に新設擁壁を設け、東側にコンクリートブロックを積み、雨水排水については、北側にある既存排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用施設等に変更が無く、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前と同じあるため、事業計画の変更は問題ないものと考えます。 議案第53号の説明は以上です。
長 森 会 長	事務局の説明はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続いて議案第54号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
井 家 上 委 員	2番井家上です。1-1ですが、所有者の方がお亡くなりになり、甥にあたる方が相続されました。相続の際に、農地を整理したところ農地の上に家屋が建っていたということで、是正のための申請です。よろしくお願いいたします。
尾 島 委 員	6番尾島です。4-1ですが、昭和63年頃に宅地の一部になっていたということで、やむを得ないと思います。よろしくお願いいたします。
岡 田 委 員	11番岡田です。4-2ですが、所有者、相続人ともにお亡くなりになられて放置状態となっております。現地確認をしましたが、屋根も落ちてしまっており、荒

			<p>廃が進み、ロープも張られているような状態でどうしようもないと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
長	森 会 長	長	<p>筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
			<p>続きまして、議案第55号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。</p>
大	山 委 員	員	<p>15番大山です。1-1ですが、カヤや葛が繁茂しており、元に戻るような状態でもありません。また、所有者は市外に居住されており、致し方ないので認めたものです。1-2ですが、先日会長、会長代理、推進委員、事務局で現地確認を行いました。お手元にある写真の通りで、山林状態となっており、またクズ、雑草が生い茂っている状態となっておりますので、致し方ないと思います。1-3についてですが、相続関係で農地を取得されましたが、場所等も分からず、私に相談に来られた経緯があります。耕作放棄地になっていることを説明し、申請をしていただきました。笹や葛が繁茂しており、とても農業ができるような場所ではなく、地形も傾斜地であるため、致し方ないと思っております。</p>
寺	元 委 員	員	<p>10番寺元です。2-1、2-2について説明いたします。農地がある場所はほぼ消滅集落のような状態で、非常に傾斜がある場所になります。当該農地についてほとんど耕作されておらず、イノシシの寝床にもなっている状況で、やむを得ないと思っております。</p>
長	森 会 長	長	<p>ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
			<p>続きまして、議案第56号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事	務 局	局	<p>議案第56号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、15ページから23ページです。15ページ、16ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区9件、加茂地区1件、阿波地区4件、勝北地区8件、久米地区6件の合計28件、所有権移転によるものが勝北地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
			<p>議案第56号の説明は以上です。</p>
長	森 会 長	長	<p>議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
	*		<p>ありません。</p>
長	森 会 長	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
			<p>続きまして、議案第57号農用地利用集積計画の承認、農地中間管理権の取得について、事務局から説明をお願いします。</p>
事	務 局	局	<p>議案第57号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、24ページから27ページです。24ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区8</p>

			<p>件、加茂地区2件、勝北地区2件、久米地区2件の合計14件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第57号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
事	務	局	長
			<p>議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p> <p>続きまして、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第11号について説明します。議案書のページは28ページから29ページです。今回は、相続によるものが4件16筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第11号の説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。</p> <p>次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、11月の定例委員会ですが、令和4年11月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、11月の定例委員会ですが、令和4年11月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。それではこれをもちまして定例会の審議を終了いたします。</p>
長	森	会	長

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
